

三重県聴覚障害者支援センター評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 三重県聴覚障害者支援センター（以下「センター」と言う。）について、効果的かつ効率的な事業の実施及びセンターの管理運営を推進し、聴覚障害者支援の一層の向上を図るため、センターに三重県聴覚障害者支援センター評価委員会（以下「評価委員会」と言う。）を置く。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、センターの事業及び管理運営に関し、次に掲げる事務を行う。

- (1) センターの事業及び管理運営の評価を行い、客観的な評価を行うこと。
- (2) 利用者等から意見を聴取し、センターの課題や問題点を調査すること。
- (3) 課題や問題点の解決及び改善すべき事項について助言を行うこと。
- (4) 毎年度末に、センターの事業及び管理運営の評価及び課題や問題点をまとめたものを評価書としてセンター長に提出すること。

(組織)

第3条 評価委員会は委員6人以内をもって組織する。

- 2 委員はセンターと利害関係のない外部有識者その他センター長が適当と認める者のうちから、センター長が委嘱する。この場合において、委員のうち1人は公募により選任するものとする。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員は再任されることが出来る。ただし、公募により選任された委員はこの限りではない。

(委員長及び副委員長)

第4条 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選によって選出する。
- 3 委員長は評価委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 評価委員会の会議（以下「会議」と言う。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は会議の議長となる。
- 3 会議は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 5 評価委員会は必要があると認めるときは、委員以外のものに対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることが出来る。

(謝金及び旅費)

第6条 委員が会議等、委員会の職務に従事したときは、センター長が別に定めるところにより謝金を支払う。

2 委員が会議への出席、委員会の職務を行うために、旅行したときは旅費を支給する。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は三重県聴覚障害者協会（以下、「三聴障協」と言う）事務局において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項は三聴障協会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

1 第5条第1項の規定に関わらず、任期当初の第1回委員会は三聴障協会長が招集する。